

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「個人型年金加入者等の届出」です。

第 45 講 「個人型年金加入者等の届出」

（確定拠出年金法第 66 条 2020 年度版条文集 P150 ほか）

個人型年金では、状況に応じて、加入者や運用指図者が届出を行う必要があります。個人型年金加入者等の届出に関する規定としては、確定拠出年金法第 66 条（届出）があり、この他に具体的な届出項目に関する規定として、確定拠出年金法施行規則第 48 条（個人型年金加入者の被保険者の種別変更の届出）、第 45 条（第 2 号加入者の届出）などがあります。まず、確定拠出年金法第 66 条で届出の概要をみてみましょう。

第 66 条第 1 項、第 2 項では、それぞれ個人型年金加入者、個人型年金運用指図者に対して、氏名、住所、その他の事項を届け出ることが義務づけられています。届け出先は、条文上は国民年金基金連合会となっており、届出を受けた国民年金基金連合会は、第 3 項により速やかに届出事項を記録関連運営管理機関に通知することが義務づけられています。もっとも、国民年金基金連合会は、届出の受理に関する事務を他の者に委託することができるため、実際に届出を提出するのは記録関連運営管理機関等となります（確定拠出年金法第 61 条）。なお、個人型年金加入者等が届け出た内容は、国民年金基金連合会が備える個人型年金加入者等原簿や、記録関連運営管理機関が備える個人型年金加入者等帳簿に記録されることとなります（確定拠出年金法第 67 条）。

次に、具体的な届出事項についてみてみましょう。個人型年金加入者の届出事項には様々なものがありますが、主なものは次のとおりです。

（1）氏名等の変更の届出（確定拠出年金法施行規則第 47 条）

個人型年金加入者は、氏名、住所に変更があったときは、「加入者等氏名・住所変更届」により、14 日以内に届出をしなければなりません。

（2）国民年金の被保険者の種別変更の届出（確定拠出年金法施行規則第 48 条）

個人型年金加入者は、国民年金の被保険者の種別が変更したときは、「加入者被保険者種別変更届」により、速やかに届出をしなければなりません。被保険者の種別により拠出限度額が異なることから、「加入者被保険者種別変更届」には、氏名や変更年月日に加え拠出する掛金の額などを記入します。この際、掛金を年単位で拠出する場合には、拠出スケジュールの内容を記載した「加入者月別掛金額登録・変更届」も添付します。また、変更後の種別が第 2 号被保険者である場合には、個人型年金の第 2 号加入者に該当することに関する事業主の証明書（第 44 講参照）も添付します。

（3）付加保険料納付の届出（確定拠出年金法施行規則第 49 条）

個人型年金加入者のうち第 1 号加入者は、付加保険料の納付を開始または終了したときは、「付加保険料納付等に関する届」により、14 日以内に届出をしなければなりません。なお、付加保険料納付等に関する届は、国民年金基金の加入または資格喪失の届及び第 1 号加入者の掛金額変更の届を兼ねたものとなっています。

（4）第 2 号加入者の届出（確定拠出年金法施行規則第 45 条）

個人型年金加入者の第2号加入者が、確定拠出年金の企業型年金、確定給付企業年金、共済年金などの資格を取得または喪失した場合は、「加入者他年金（企業年金）加入状況等変更届」により、14日以内に届出をしなければなりません。これは、第2号加入者の場合は、国民年金の被保険者種別や勤務先が変わらなくても、企業年金等の加入状況により拠出限度額が異なることによるものです。また、毎年1回、これらの企業年金等の資格の有無に関する事項を届け出なければなりません。もっとも、毎年1回の現況届については、第44講でみたように、事業主が記録関連運営管理機関ごとにとりまとめて提出することになっています。なお、転職により第2号加入者の勤務先が変わった場合には、個人型年金規約第57条の定めに基づいて「加入者登録事業所変更届」により、速やかに第2号加入者の事業所の変更の届出をしなければなりません。加入者登録事業所変更届には、勤務先の登録事業所番号に加え、企業年金等の資格の有無など記載することになっています。

(5) 資格喪失の届出（確定拠出年金法施行規則第46条）

個人型年金加入者の資格を喪失したときは、「加入者資格喪失届」により、14日以内に届出をしなければなりません。ただし、60歳に達したことにより加入者資格を喪失した場合には届出は不要です。また、死亡したことにより加入者資格を喪失した場合には、「加入者等死亡届」により届出を行うため、加入者資格喪失届による届出は不要です。

このように、個人型年金加入者の届出は拠出限度額の判定に関わるもの多くなっていますが、この他に、退職所得控除額の計算に関わる事項の届出として、中小企業退職金共済契約等の被共済者の届出（確定拠出年金法施行規則第43条）や、退職所得控除額の控除を行った者の届出（確定拠出年金法施行規則第44条）などがあります。これは、確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受け取る場合において、前年14年間に他の退職給付制度から一時金を受けているときは、退職所得控除額の計算に際して、原則的な計算方法による退職所得控除額から、個人型年金の加入者期間と他の退職給付制度の適用期間との重複期間に対応する控除額を控除する必要があることによるものです（所得税法第30条、所得税法施行令第70条）。そのため、中小企業退職金共済や小規模企業共済など拠出限度額の判定に影響を及ぼさない制度の資格を取得または喪失した場合や、個人型年金加入者が46歳以降に退職給付制度から一時金の支払いを受けて退職所得控除額の控除を行ったときには、届出をしなければならないことになっています。

また、個人型年金運用指図者も、氏名等の変更の届出（確定拠出年金法施行規則第54条）、企業型年金加入者となったことにより個人型年金運用指図者の資格を喪失した場合の届出（確定拠出年金法施行規則第51条）、退職所得控除額の控除を行った者の届出（確定拠出年金法施行規則第53条）、などの届出が義務づけられており、これらについては、個人型年金加入者と同様の事項を届け出る必要があります。ただし、個人型年金運用指図者は掛金を拠出していないことから、拠出限度額の判定に関わる事項の届出などは不要です。

なお、個人型年金規約第43条には、個人型年金加入者等が正当な理由なく届出を怠った場合は、これにより被った損害は個人型年金加入者等が負担するものとし、国民年金基金連合会はその責を負わないことが定められているので留意が必要です。個人型年金加入者等の届出については個人型年金規約にも詳しく記載されているので、一度確認してみると良いでしょう。

今回は、「企業型年金加入者の申出及び事業主の通知」です。

※記載内容は2021年4月1日現在の法令に基づくものです。